官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　　告〕

諸　事　項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　一

裁判所
破産、免責、再生関係　四

特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出資証書紛失に伴う証書の無効、東日本預り金及び西日本収入印紙売渡代金の額及び徴収方法変更・工事一部完了、期間の変更・工事開始・工事完了、税理士証票無効・一部完了、登録抹消関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　六〇

会社その他

会社決算公告

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

１　処分をした年月日　令和６年３月22日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　溝江建設株式会社　溝江　　弘　福岡県福岡市中央区赤坂１－９－20　国土交通大臣許可（特－３）12034号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和６年３月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

１　処分をした年月日　令和６年４月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クリタ九州株式会社　古賀　光雄　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号　国土交通大臣許可（般－４）26963号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和６年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

１　処分をした年月日　令和６年４月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　JR九州電気システム株式会社　大石　和弘　福岡県福岡市博多区冷泉町４番17号　国土交通大臣許可（特－２）349号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和６年４月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

１　処分をした年月日　令和６年４月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太洋ヒロセ株式会社　中山　　泰　福岡県福岡市博多区奈良屋町２－１　国土交通大臣許可（般－２）13604号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和６年４月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

１　処分をした年月日　令和６年４月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太洋ヒロセ株式会社　中山　　泰　福岡県福岡市博多区奈良屋町２－１　国土交通大臣許可（特－２）13604号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和６年４月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

１　処分をした年月日　令和６年５月８日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ティー・シージャパン　阿部　　誠　大分県大分市大字海原字見休808番　国土交通大臣許可（般－１）17721号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和６年５月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。